

消費税増税に伴う運賃改定について（第23回協議会（平成26年3月3日開催））

1. 公共交通事業及び公共料金等における消費税の考え方

公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方

平成25年10月29日
国 土 交 通 省

1. 平成26年4月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて8%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せに基づき、原則下記により適切に対応することとする。

記

- (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
- (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
- (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の増収となるよう調整する。
- (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
- (5) 改定申請手続については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

2. 運賃改定案

		現行料金 ①	新料金 ②	現行料金との差額 (②-①)
運賃	大人	200	210	+10
	小児	100	110	+10
	高齢者・障害者		100	0
PiTaPa・ICOCA	大人	200	210	+10
	小児	100	110	+10
	高齢者・障害者	—	—	—
hanica	大人	200	210	+10
	小児	100	110	+10
	高齢者・障害者	—	—	—
一日乗車券	大人	400	420	+20
	小児	200	220	+20
	高齢者・障害者		200	0
回数券	11 枚	大人	2,000	0
		小児	1,000	0
		高齢者・障害者		0
	28 枚	大人	5,000	0
		小児	2,500	0
		高齢者・障害者		0
定期券	1 か月	大人	8,400	+420
		小児	4,200	+420
		高齢者・障害者		0
	3 か月	大人	23,940	+1,200
		小児	10,710	+1,070
		高齢者・障害者		0
	6 か月	大人	45,360	+2,270
		小児	18,900	+1,890
		高齢者・障害者		0

※今回の料金改定案では、高齢者・障害者運賃は現行料金のままとなるが、消費税が10%に上がる際は運賃に110/105を乗じて検討する必要がある。(第11回専門部会より)

参考資料：阪急バス株式会社における運賃改定の申請について

消費税率引上げに伴う乗合バス(路線バス)の上限運賃改定の申請について

阪急バス株式会社では、2014年4月1日からの消費税率引上げに伴う乗合バスの運賃改定を、2013年12月10日付けにて国土交通省へ申請いたしました。

各区間の改定運賃、定期運賃等の詳細につきましては、国土交通省の認可を受け次第、改めてお知らせいたします。

なお、以下の内容は申請中であり、変更となる場合がございますので、ご了承願います。

記

1. 申請理由

2014年4月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

2. 実施予定日

2014年4月1日(予定)

3. 申請の内容

(1) 普通運賃 [現行の運賃額に108/105を乗じて、10円単位に四捨五入]

現 行	改 定
150円	150円
160円	160円
170円	170円
180円～520円	10円アップ
530円～870円	20円アップ
880円～1,000円	30円アップ

※他社のバスと競合する路線、コミュニティバス等の特定路線、その他調整区間等は上記の記載と異なる場合もあります。詳しくは、認可後改めてお知らせします。

(2) 定期運賃

ア. 通勤定期券・通学定期券

単位：円

区間運賃		通勤(1ヶ月)		通学(1ヶ月)	
現行	改定	現行	改定	現行	改定
150	150	6,420	6,300	5,500	5,400
160	160	6,850	6,720	5,870	5,760
170	170	7,280	7,140	6,240	6,120
180	190	7,710	7,980	6,610	6,840
190	200	8,130	8,400	6,970	7,200
200	210	8,560	8,820	7,340	7,560
210	220	8,990	9,240	7,710	7,920
220	230	9,420	9,660	8,070	8,280
230	240	9,850	10,080	8,440	8,640
240	250	10,280	10,500	8,810	9,000
250	260	10,700	10,920	9,170	9,360
260	270	11,130	11,340	9,540	9,720
270	280	11,560	11,760	9,910	10,080
280	290	11,990	12,180	10,280	10,440
290	300	12,420	12,600	10,640	10,800
300	310	12,840	13,020	11,010	11,160
310	320	13,270	13,440	11,380	11,520
320	330	13,700	13,860	11,740	11,880
330	340	14,130	14,280	12,110	12,240
340	350	14,560	14,700	12,480	12,600
350	360	14,990	15,120	12,840	12,960
360	370	15,410	15,540	13,210	13,320
370	380	15,840	15,960	13,580	13,680
380	390	16,270	16,380	13,950	14,040

390	400	16,700	16,800	14,310	14,400
400	410	17,130	17,220	14,680	14,760
410	420	17,550	17,640	15,050	15,120
420	430	17,980	18,060	15,410	15,480
430	440	18,410	18,480	15,780	15,840
440	450	18,840	18,900	16,150	16,200
450	460	19,270	19,320	16,510	16,560
460	470	19,700	19,740	16,880	16,920
470	480	20,120	20,160	17,250	17,280
480	490	20,550	20,580	17,620	17,640
490	500	20,980	21,000	17,980	18,000
500	510	21,410	21,420	18,350	18,360
510	520	21,840	21,840	18,720	18,720
520	530	22,260	22,260	19,080	19,080
530	550	22,690	23,100	19,450	19,800
540	560	23,120	23,520	19,820	20,160
550	570	23,550	23,940	20,180	20,520
560	580	23,980	24,360	20,310	20,640
570	590	24,400	24,780	20,430	20,760
580	600	24,830	25,200	20,550	20,880
590	610	25,260	25,620	20,670	21,000
600	620	25,690	26,040	20,800	21,120
610	630	26,120	26,460	20,920	21,240
620	640	26,550	26,880	21,040	21,360
630	650	26,970	27,300	21,160	21,480
640	660	27,400	27,720	21,290	21,600
650	670	27,830	28,140	21,410	21,720
660	680	28,260	28,560	21,530	21,840
670	690	28,690	28,980	21,650	21,960
680	700	29,110	29,400	21,770	22,080
690	710	29,540	29,820	21,900	22,200
700	720	29,970	30,240	22,020	22,320
710	730	30,400	30,660	22,140	22,440
720	740	30,830	31,080	22,260	22,560
730	750	31,260	31,500	22,390	22,680
740	760	31,680	31,920	22,510	22,800
750	770	32,110	32,340	22,630	22,920
760	780	32,540	32,760	22,750	23,040
770	790	32,970	33,180	22,880	23,160
780	800	33,400	33,600	23,000	23,280
790	810	33,820	34,020	23,120	23,400
800	820	34,250	34,440	23,240	23,520

* 3ヶ月定期券 1ヶ月定期券運賃額×3倍の5分引き

* 6ヶ月定期券 1ヶ月定期券運賃額×6倍の1割引き

イ. 通学学期定期券（阪急スクールパス）

【改定運賃額】

単位：円

券種	通用区間	期 間				
		1 学期	2 学期	2 学期プラス	3 学期	学年
150区間	特定150円区間まで	18,360	19,710	21,870	14,040	54,000
160区間	特定160円区間まで	19,580	21,030	23,330	14,980	57,600
170区間	特定170円区間まで	20,810	22,340	24,780	15,910	61,200
スクールパス210	全線210円区間まで	21,420	23,000	25,520	16,380	63,000
スクールパス310	全線310円区間まで	26,520	28,470	31,590	20,280	78,000
スクールパス510	全線510円区間まで	34,880	37,520	41,600	26,620	103,000
スクールパスフリー	全線フリー	52,020	55,850	61,970	39,780	153,000

※阪急スクールパスは、一部ご利用いただけない路線があります。

ウ. はんきゅうグランドパス 65

発売額に変更はございません。

(3) h a n i c a (I Cカード)

プレミア率 (チャージ額の 10%相当額) に変更はございません。

4. その他

高速バスの運賃については、別途改めてご案内いたします。

※個別区間の運賃額、定期運賃等の詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、改めてお知らせいたします。

5. お問い合わせ先

自動車事業部営業推進課 06-6866-3172 (平日 8:45~17:45)